

熊本県産業廃棄物税条例の改正について（令和元年 11 月議会）

今回改正した熊本県産業廃棄物税条例の改正内容は以下とおりです。

産業廃棄物税の継続について

（１）概要

産業廃棄物税を令和 2 年度以降も継続するに当たり、令和 6 年度を目途に熊本県産業廃棄物税条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとする必要があるため改正を行うものである。（附則第 8 項）

（２）施行日

公布の日